

「長野県宿泊税活用計画（仮称）骨子」に対する 県民の皆様からのご意見を募集します

長野県では、宿泊税によって中長期的に取り組む観光の目指す姿や目標、宿泊税活用の使途を明確化する「長野県宿泊税活用計画（仮称）」の策定を進めています。

この度、「長野県宿泊税活用計画（仮称）」の骨子がまとまりましたので、県民の皆様からご意見を募集します。

1 募集事項

「長野県宿泊税活用計画（仮称）骨子」に対するご意見

2 募集期間

令和7年10月21日（火）から11月21日（金）まで

3 長野県宿泊税活用計画（仮称）骨子の閲覧方法

骨子（概要及び本文）については下記 URL からご覧いただけます。

https://www.pref.nagano.lg.jp/kankoki/syukuhakuzei/20251021_public-comment.html

また、県庁観光スポーツ部山岳高原観光課、行政情報センター（県庁西庁舎1階）、地域振興局の行政情報コーナーでもご覧いただけます。※閉庁日（土日祝日）を除く

4 ご意見の提出方法及び提出先

別添「意見提出様式」（※）により、次のいずれかの方法でご意見をお寄せください。

※県庁観光スポーツ部山岳高原観光課でも配布しています。

(1) 電子メール mt-kikaku@pref.nagano.lg.jp

件名は「【パブリックコメント】長野県宿泊税活用計画（仮称）骨子に対する意見」としてください

(2) ファクシミリ 026-235-7257

(3) 郵送 〒380-8570（県庁専用番号のため住所記載不要）

長野県 観光スポーツ部山岳高原観光課 企画経理係あて

5 その他

- ・いただいたご意見については、後日、概要を県の考え方と合わせて、個人・団体名が特定されない形で長野県ホームページに公表する予定です。個別に回答は行いませんのでご了承ください。
- ・ご記入いただいた個人情報は、他の目的には使用しません。
- ・ご意見を正確に把握するため、電話及び口頭での意見は受け付けいたしません。

参考：検討経過（主なもの）

R7.3 長野県宿泊税条例案・関連予算案可決

R7.6～ 県観光振興審議会宿泊税活用部会（6/17、9/10）において

宿泊税を活用して実施する事業の内容及び目標の策定について意見聴取

R7.10 長野県観光戦略推進本部会議において「長野県宿泊税活用計画（仮称）骨子」決定